



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成19年 8 月25日土曜日 第1890号外 1

◇ 目 次 ◇

教育委員会規則

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規

則の一部を改正する規則..... 1

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第10号

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 8 月25日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（勤務時間等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館 _____に勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前8時35分から午後5時35分まで</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>午後1時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 省略</p> <p>6 愛媛県生涯学習センターに勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前8時35分から午後5時35分まで</td> </tr> <tr> <td>遅日勤</td> <td>午前9時35分から午後6時35分まで</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>午後1時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務時間	日勤	午前8時35分から午後5時35分まで	遅出	午後1時から午後10時まで	区分	勤務時間	日勤	午前8時35分から午後5時35分まで	遅日勤	午前9時35分から午後6時35分まで	遅出	午後1時から午後10時まで	<p>（勤務時間等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県生涯学習センターに勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前8時35分から午後5時35分まで</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>午後1時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 省略</p>	区分	勤務時間	日勤	午前8時35分から午後5時35分まで	遅出	午後1時から午後10時まで
区分	勤務時間																				
日勤	午前8時35分から午後5時35分まで																				
遅出	午後1時から午後10時まで																				
区分	勤務時間																				
日勤	午前8時35分から午後5時35分まで																				
遅日勤	午前9時35分から午後6時35分まで																				
遅出	午後1時から午後10時まで																				
区分	勤務時間																				
日勤	午前8時35分から午後5時35分まで																				
遅出	午後1時から午後10時まで																				

附 則

この規則は、平成19年 8 月26日から施行する。